

「ものづくり中小企業 製品開発等支援補助金」 第2回公募 受付中!

経済産業省は、平成21年度補正予算の成立を受け、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」（ものづくり補助金）を創設しました。この補助金は、ものづくり中小企業者の技術力向上を図ることにより国際競争力を強化することを目的としており、「特定ものづくり基盤技術」（※）を活用した試作品開発、製品実証等を行う中小ものづくり企業を重点的に支援するものです。

第1回公募は、平成21年6月12日～6月24日の期間で行われ、秋田県からは27件の応募があり、8月7日（金）に採択決定・結果の公表の予定となっております。現在は第2回公募中であり、締切は9月上旬の予定となっております。

※特定ものづくり基盤技術とは？

中小ものづくり高度化法に基づいて定められた次の20分野の技術です。
金型、鍛造、鋳造、金属プレス加工、組込みソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、動力伝達、熱処理、溶接、めっき、部材の結合、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、発酵、真空の維持



ものづくり中小企業の試作開発から販路開拓への支援（試作品等開発支援事業）

○助成対象企業

自ら試作開発を行うものづくり中小企業が対象。複数の中小企業者が共同で申請することも可能。

○助成期間と金額

1年間〔原則単年度内〕で行う補助率3分の2（補助上限額1億円）の補助事業。
補助対象経費：人件費、機械装置等費、原材料費、外注加工費等。

（注）購入した設備や開発の成果は中小企業者に帰属しますが、設備の転用には一定の制限があります。

○助成対象となる事業

中小企業者が自ら行う「特定ものづくり基盤技術」を活用した試作開発とその成果に係る販路開拓等に係る取組が対象。仕掛品を仕上げる試作開発なども対象。

（注）試作開発とは、技術的課題を明確にして試作したものをいいます。サンプルを作るにあたり技術的課題が存在しないものは試作開発とは認められません。試作品を性能評価のために試験機関やユーザーに必要な個数無償で譲渡・貸与することも可能です。

（注）有償で譲渡するなど、営利活動に利用することはできません。

ものづくり中小企業の製品実証等への支援（製品実証等支援事業）

○助成対象企業

自ら開発した製品・技術等の実証や性能評価を公設試験機関等に依頼するものづくり中小企業が対象。

○助成期間と金額

1年（21年度内での事業完了を原則）以内で行う、定額補助（50～500万円）の補助事業。

補助対象経費：公設試験機関等に依頼する費用（評価・検証費、研究開発費、技術指導費等）。

○助成対象となる事業

ものづくり中小企業が、販路拡大を目指し、自社の製品等について、公設試験機関等による実証等を受ける事業。

（注）申請に当たっては、公設試験機関等による実証等の同意を必要とします。

◆ものづくり補助金の申請・お問い合わせ先

本事業に係る申請、お問い合わせにつきましては、本会工業振興課（☎018-863-8701）までお願い致します。

また、募集要項、申請様式等については本会ホームページ（<http://www.chuokai-akita.or.jp/>）に掲載しております。